

幼児教育・保育の無償化（令和元年10月1日から）

- ベビーシッターを含む認可外保育施設は、無償化の対象。
- 無償化の対象となるためには、個人のベビーシッターを含め、事業者が児童福祉法に基づく届出を行い、かつ原則、認可外保育施設指導監督基準を満たす必要がある。
  - 5年間は、届出を行えば、基準を満たさない場合でも無償化の対象とする猶予期間あり。
  - この猶予期間中、市町村は条例により、指導監督基準までの範囲で、対象を限定することが可能。
- ベビーシッターの指導監督基準（保育士、看護師又は一定の研修の受講）を創設。

【令和元年10月1日施行の改正内容】

1. 事業者請負型（従前から対象）の質の確保

- 現在、割引券取扱事業者のベビーシッターのうち1/3以上が有資格者又は一定の研修を受講している。
- ↓
- 割引券使用に係るベビーシッターは、全員が指導監督基準を満たすこととする。
  - 現在、割引券を使用して利用しているベビーシッターについては、令和2年度末までの猶予期間を設ける。

2. マッチング型の追加による利便性向上

- 現在、ベビーシッター事業者が雇用又は委託したベビーシッターが対象。
- ↓
- 利用者の利便性向上の観点から「マッチング型事業者」を追加する。
  - 質の確保のため事業者請負型と同様に
    - ・ベビーシッターの指導監督基準
    - ・賠償責任保険及び傷害保険への加入等の要件を満たすとともに、
    - ・「子どもの預かりサービスのマッチングサイトに係るガイドライン」の適合を求める。

3. 無償化に伴う領収書の記載方法

- 本事業における割引券を利用する場合、ベビーシッターの料金から割引券の金額（2,200円等）を控除した額が無償化の対象となり得る。認可外保育施設等の利用料と合わせて、3歳～5歳は月額3.7万円を限度に償還払いで給付される。
- 領収書において、割引券の金額とそれ以外の金額を判別できるようにする。